

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成24年6月15日

県北広域振興局長 松岡 博

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社サンデー

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンデー種市店 九戸郡洋野町種市第23地割90番地1

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び洋野町役場

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称

(ア) 宮城建設株式会社

(イ) 株式会社サンデー

(ウ) 株式会社ユニバース

(エ) 株式会社デンコードー

(オ) 株式会社薬王堂

(カ) トヨタカローラ岩手株式会社

(キ) 有限会社青森メガネセンター

(ク) 株式会社コナカ

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 久慈ショッピングセンター 久慈市長内町第33地割11番地1ほか

ウ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

エ 変更する年月日 平成24年5月30日

オ 変更の理由 来客の利便性向上のため

(2) 届出年月日 平成24年5月29日

(3) 縦覧場所 県北広域振興局経営企画部及び久慈市役所